

## 第2回三橋地域審議会資料

### ◇目次

委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	1
地域審議会の概要	・ ・ ・ ・ ・	2
審議会の設置に関する協議書	・ ・	3
柳川市地域審議会の経緯	・ ・ ・ ・	5
合併協定項目の進捗状況	・ ・ ・ ・	6
答申と対応状況	・ ・ ・ ・ ・	21
新市建設計画の執行状況	・ ・ ・ ・	35

## ■三橋地域審議会委員名簿

	氏名	機関・団体及び役職	
1	井上 真也	P T A連合会副会長	新
2	江口 文博	三橋町商工会会長	
3	大橋 敏則	三橋町商工会青年部部長	
4	高橋 登喜男	柳川市体育協会評議員	
5	竹井 澄子	柳川市地域婦人会連絡協議会理事	
6	近浦 フジ子	三橋町商工会女性部副部長	
7	中野 芳樹	公募委員	
8	中村 国保	柳川市行政区長代表委員協議会副会長	会長
9	中山 儀一郎	農事組合長会三橋支所委員長	新
10	平田 福実	公募委員	
11	藤生 桂子	三橋町文化協会幹事	
12	藤丸 伊津子	柳川市民生委員児童委員協議会	
13	三浦 榮一	柳川農業協同組合代表理事専務	
14	目野 博子	クリーン連合会	副会長
15	森田 辰夫	柳川山門医師会	

(五十音順)

## ■地域審議会の概要

### 1 制度の趣旨

市町村が合併することにより、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念や不安に対応し、また、新市の施策全般に住民の意見をきめ細かに反映することができるよう、平成 11 年に合併特例法の改正により創設された制度です。

### 2 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきもので、新市において必ず置かなければならないものではありませんが、本市では、法定協議会の協議の結果、旧 1 市 2 町それぞれに設置することにしました。

### 3 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関で、条例を制定し、設置しなければなりません。また、合併特例法第 5 条の 4 の規定により、合併関係市町村は、合併前に地域審議会の設置を決定することとされています。

本市の場合、平成 16 年 8 月 22 日に各市町で地域審議会の設置について議決しています（同年 8 月 23 日告示・次ページ参照）。

### 4 設置期間

合併日（平成 17 年 3 月 21 日）から平成 27 年 3 月 31 日まで

### 5 地域審議会の役割

地域審議会は次のような事項について審議し、市長に意見を述べることとなります。

- ① 新市建設計画の変更に関するもの
- ② 新市建設計画の執行状況に関するもの
- ③ 新市の基本構想の作成・変更に関するもの
- ④ その他市長が必要と認めるもの

### 6 任期

2 年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。  
（※現委員の任期は平成 20 年 2 月 14 日～平成 22 年 2 月 13 日）

### 7 公開

会議は原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができます。また、審議会に使用した資料や議事録は、市のホームページなどで積極的に情報公開に努めます。

## ■ 審議会の設置に関する協議書

### 柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う 地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 3 月 21 日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに、地域審議会を設置することとし、同条第 2 項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

#### 記

##### （設置）

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

##### （設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

##### （所掌事務）

第 3 条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （4）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

##### （組織）

第 4 条 審議会の委員の数は、それぞれ 15 人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- （1）公共的団体等を代表する者

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者  
(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。  
(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成16年8月23日

柳川市長 河野 弘史 印

大和町長 石田 宝蔵 印

三橋町長 矢ヶ部広巳 印

## ■柳川市地域審議会の経緯

□H16. 08. 22 地域審議会設置に関する議決（翌 23 日告示）

□H17. 03. 21 1 市 2 町合併

□H17. 07. 26 第 1 回柳川市地域審議会開催（3 地域同時開催）

◇第 2 回以降は各地域ごとに開催

◇任期 2 年（H19. 07. 25 まで）

◇任期中計 6 回開催

※審議会では、新市の現状に関する説明、新市建設計画の概要説明、総合計画策定に係る報告等を受け、それらの事項についての審議を行った。

□H18. 06. 09 地域的課題に関する答申

※地域における現状や課題などの地域特性を考慮し、計 4 回の協議を経た上で、委員の意見を取りまとめて地域的課題（要望事項）を答申した。

□H20. 02. 14, 15 （改選後）第 1 回地域審議会開催

## ■合併協定項目の進捗状況

### □合併協定項目について

合併協定項目とは、合併協議会において協議する事項で合併に関する基本事項や法等により合併までに決めておく事項、事務事業でも住民生活に深く関係する事業を協定書という形でまとめたもので、項目数は各合併協議会の判断で異なりますが、柳川市では以下の40項目となっています。

その中で、合併までに調整のつかないもの（期間的に無理なものや新市が成立しないと実施できないものなど）を未調整項目としていますが、新市の一体感の醸成のためにも、早期の調整が求められており、毎年度進捗状況を把握しながら、未調整項目の着実な解消を進めています。

以下の合併協定項目のうち、下線部分が平成20年12月現在の未調整項目、枠囲みはその進捗状況（予定）です。

### 1 合併の方式

柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は、「柳川市」とする。

### 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1）の位置とする。
- 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎と呼称する。
- 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。

### 5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

- 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

## 6 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議 条文省略(3, 4p 参照)

## 7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項(在任特例)の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7カ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。

## 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。
- 2 1市2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号(在任特例)の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 柳川市、大和町、三橋町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 3 給与、任用、配置その他の身分の取扱いは、公平に取り扱うものとする。
- 4 職名は、合併時に統一する。



## 10 地方税の取扱い

### 1 地方税の税率

- (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。
- (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。
- (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。
- (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- (5) 入湯税は、柳川市の例による。

### 2 地方税の非課税、減免

- (1) 非課税は、現行のとおりとする。
- (2) 減免は、合併時まで調整する。
- (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。

## 11 特別職の身分の取扱い

特別職（行政区長及び消防団員は除く。）の身分は、その設置、人数、任期、給与及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等は、法令の定めるところによる。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額は、合併時まで調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
  - (2) 1市、1町、1市1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
  - (3) 人数、任期及び報酬額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 5 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。

## 12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・決定された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、旧市町の区域に暫定的に施行するもの

### 3 合併後、逐次制定し、施行するもの

## 13 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。

### 1 新市における事務組織及び機構の整備方針

- (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

## 14 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、減免規定は合併時まで調整する。ただし、同一または類似する施設の使用料は、新市において統一するよう努める。
  - (1) 柳川市民会館使用料は、住民が利用しやすいように、合併時までに見直す。
  - (2) 小・中学校施設及び温泉給湯の使用料は、柳川市の例による。
  - (3) 公園、漁港、道路及び行政財産の使用料は、合併時に統一する。
  - (4) 水路使用料は、新市において調整する。
- 2 手数料は、合併時に統一する。

## 15 一部事務組合等の取扱い

- 1 1市2町内で構成する一部事務組合
  - (1) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
  - (2) 柳川、三橋下水道組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。
- 2 1市2町を越えて構成する一部事務組合
  - (1) 有明広域葬斎施設組合、大川市外1市2町衛生組合、柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合及び東山老人ホーム組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 3 構成市町村が多数の一部事務組合等
  - (1) 福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
  - (2) 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合については、当該組合と協議を行

い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金に加入する。

(3) 福岡県自治会館管理組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退する。

(4) 福岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日までに調整する。

(5) 福岡県南広域水道企業団については、当該企業団と協議を行い、柳川市及び大和町が合併の日の前日に当該企業団を脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。

(6) 有明広域市町村圏協議会については、当該協議会と協議を行い、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

#### 4 土地開発公社等

(1) 柳川市土地開発公社は、合併の日に定款変更等を行い、新市の土地開発公社として存続する。

(2) 三橋町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散し、合併の日に新市の土地開発公社にすべての財産を引き継ぐ。

(3) 大和町開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

### 16 町・字の区域及び名称の取扱い

1 町・字の区域については、現行のとおりとする。

2 町・字の名称については、次のとおりとする。

(1) 「大字〇〇（従来の名称）」中「大字」を削除する。

(2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。

「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。

「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。

### 17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情・自主性等を考慮しながら、次のとおり取り扱うものとする。

1 1市2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう支援に努める。

2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう支援に努める。

3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

### 18 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助金等審査会（仮称）を早急に設置し、交付基準等を検討した上で、合併後2年間で調整する。

ただし、統合された各種団体に対する補助金・交付金については、新市の補助金交付基準が整備されるまでの間は、現行の制度・交付額を基本に調整する。

## 19 慣行の取扱い

- 1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。
- 2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。
- 3 行事（式典等）は、合併時までに調整する。
- 4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。
- 5 表彰は、新市において調整する。

旧柳川市がオランダのブレードルウィーデ市と姉妹都市を締結していましたが、相手方も合併しており、ここ数年、交流の実態もないのが現状です。また、姉妹都市解消の実例がなく具体的な手続きが不明なため、話が進んでおりません。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 税率、賦課方式等
  - (1) 国民健康保険の税率は、医療費等の動向を考慮しながら、合併時に統一する。  
。（1人当たりの平均保険税額は、現在各市町ほぼ同額であるので、16年度の平均保険税額に医療費の増減分を加味した額となるよう調整する。）
  - (2) 賦課方式は、医療保険分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、介護保険分を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
  - (3) 納期は、大和町、三橋町の例により年10期（6月～翌年3月）とし、算定は柳川市の例により7月本算定とするよう調整する。
  - (4) 徴収方法は、現行の口座振替及び納付書納付を新市に引き継ぐ。
- 2 国民健康保険保険給付費支払準備基金
  - (1) 国民健康保険保険給付費支払準備基金（国民健康保険財政調整基金）は、新市に引き継ぐ。
- 3 給付事業
  - (1) 保険給付事業（出産育児一時金及び葬祭費）は、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - (2) 高額療養費貸付事業は新市においても引き続き行い、貸付金額等の事業内容は合併時までに調整する。
  - (3) はり、きゅう、マッサージ施設利用事業の国民健康保険分は、柳川市の例により調整する。
- 4 保健事業
  - (1) 啓発事業の健康優良表彰事業及び医療費通知事業は、新市において事業を引き継ぎ、他の事業は合併時までに調整する。
  - (2) 単独事業のうち、健康診査事業は新市に引き継ぐ。人間ドック事業は三橋町の例により実施し、他の単独事業は合併時までに調整する。
- 5 国民健康保険運営協議会

- (1) 国民健康保険運営協議会は新市で新たに設置し、委員構成については類似団体と比較し、合併時までに調整する。

## 21 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業については、新市において法令の定めに基づき実施する。
- 2 介護保険事業の実施方法については、合併時までに調整する。

## 22 行政区の名称及び区域の取扱い

- 1 行政区の区域は、当面現行のとおりとし、新市において見直す。
- 2 行政区の名称は、現行のとおりとする。ただし、同一名の行政区については、合併時までに調整する。
- 3 行政区の組織、行政区長及び隣組長（班長）の業務内容、報酬等は、合併時までに調整する。

行政区適正化委員会（H19.11.27 設置）で協議し、H20.10.6 に市長に対して意見書が提出されましたが、具体的な是正の方法や基準は今後庁内で検討していく予定です。

## 23 広報広聴の取扱い

- 1 広報
  - (1) 広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時までに調整する。
  - (2) 声の広報は、協力を得ている各ボランティア団体と協議し、合併時までに調整する。
  - (3) 市勢要覧は、新市において速やかに発行する。
  - (4) ホームページは、新市において開設する。
  - (5) 情報公開制度は、合併時までに調整する。
- 2 広聴
  - (1) 行政への意見・要望の聴取の方法は、新市において調整する。

## 24 消防団の取扱い

- 1 1市2町の消防団は、合併時に再編する。
- 2 団員の年齢は、18歳以上とする。
- 3 団長、副団長及びその他の役員の任期は、1期2年とする。
- 4 消防団の定数は、729人以内とする。
- 5 新市の消防団は、団長1人、副団長3人とする。ただし、合併年度及びそれに続く4年度間は、団長3人、副団長7人とし、団長のうち1人を総括団長とする。
- 6 報酬及び費用弁償については、合併時までに統一する。

## 25 消防防災の取扱い

- 1 防災会議は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- 2 水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。
- 3 災害対策本部は、合併時に組織を編成する。

## 26 人権に関する事業の取扱い

- 1 人権啓発事業等
  - (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
  - (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。
- 2 男女共同参画事業
  - (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。
  - (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。

## 27 納税に関する取扱い

- 1 地方税の納期
  - (1) 個人住民税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
  - (2) 法人住民税は、現行のとおりとする。
  - (3) 固定資産税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
  - (4) 入湯税は、柳川市、大和町の例による。
  - (5) 市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- 2 納税方法
  - (1) 口座振替及び納付書で行うものとする。
  - (2) 納付については、口座振替を推進する。
  - (3) 大和町の納税組合及び前納報奨金は、合併時に廃止する。

## 28 窓口の取扱い

- 1 昼休みの対応など窓口サービスは、住民サービスを向上させるよう合併時に統一する。
- 2 総合窓口については、大和町の例をもとに、新市において速やかに導入を図る。
- 3 夜間、休日サービスを向上させるため、自動交付機を各庁舎に設置する。

## 29 各種福祉事業の取扱い

- 1 総合福祉
  - (1) 民生児童委員及び主任児童委員は現状のまま新市に引き継ぎ、委員数は新市において調整する。
  - (2) 民生児童委員及び主任児童委員活動費は支給し、支給額は新市において調整する。
  - (3) 民生委員推薦会委員数は、合併時に法定数内で調整する。

- (4) 災害弔慰金は、現行のまま新市に引き継ぐ。償還は半年賦償還とする。
- (5) はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の一般会計分は、三橋町の例をもとに合併時まで調整する。
- (6) 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成22年12月の一斉改選時まで、地元の要望を聞き、県と協議を行なっていく予定です。

## 2 高齢者福祉事業

- (1) 1市2町で取り組んでいる国・県補助事業は、現行の実施方法・メニュー等を調整し、新市において実施する。
- (2) 敬老祝金支給事業は、三橋町の例をもとに調整する。
- (3) 高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成16年度から国の補助が廃止されるので、介護予防事業の機能訓練B型（いきいきクラブ等）に漸次移行する。

## 3 障害者福祉事業

- (1) 国・県の法定及び補助事業は、現行の実施方法等を調整し、新市において推進する。
- (2) 施設間の相互利用事業及び訪問入浴サービス事業は、新市において推進する。
- (3) 身体障害者自動車改造助成事業は、柳川市の例による。
- (4) 重度障害者に対する見舞金の支給は廃止し、障害者福祉タクシー利用券支給事業の充実を図る。
- (5) 自動車燃料費助成事業は、廃止する。
- (6) 障害者福祉計画は、1市2町で策定した計画をもとに、新市において新たに策定する。

## 4 児童福祉事業

- (1) 保育所徴収金（保育料）の階層区分は、大和町及び三橋町の例による。
- (2) 保育所徴収金は、合併時に統一する。
- (3) 第3子からの保育所徴収金は、柳川市の例により無料とする。
- (4) 学童保育事業（児童館を含む）は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の要望等を踏まえて充実する。
- (5) 特別保育事業及び子育て支援短期利用事業は、柳川市の例により促進する。

# 30 保健事業・医療制度の取扱い

## 1 がん検診等事業

- (1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。

## 2 健康づくり事業

- (1) 食生活改善教室（食生活改善推進員養成講座）は、統合する方向で調整する。
- (2) 健康まつりは、合併時まで調整する。
- (3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努め

る。

(4) 単独事業は、合併時までには協議・調整する。

### 3 老人保健事業

(1) 健康診査及び各種肝炎ウイルス検診は、1市2町とも法の定めにより実施しているため、新市において引き続き実施する。

### 4 母子保健事業（健診・健康相談）

(1) 1市2町で行っている各種健康診査事業は、新市において継続し、内容を充実する方向で調整する。

(2) 健康相談事業は、合併時までには柳川市のメニューを基本に調整する。

### 5 予防接種事業

(1) 1市2町で行っている各種予防接種事業は、新市において継続する。

(2) 予防接種健康被害調査委員会は、新市において新たに設置する。

### 6 介護予防事業

(1) 介護予防事業は合併時までには事業メニューを調整し、新市において継続する。

### 7 救急医療対策

(1) 医師会の救急医療業務（在宅当番医制・病院群輪番制）及び歯科医師会休日救急診療は、新市において引き続き加入する。

### 8 各種医療制度

(1) 老人医療は法に基づく事業であり、また、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費及び母子家庭等医療費は県事業であるため、新市において継続する。

## 31 水道事業の取扱い

### 1 水道料金等

(1) 料金に関する取扱いは、柳川市、三橋町の例による。

(2) 加入金は、柳川市、三橋町の例による。

(3) メーター使用料は、廃止する。

### 2 徴収事務等

(1) 料金徴収方法は、大和町の例による。

(2) 料金の減免は、現行のとおりとする。

(3) 工事補助は、柳川市の例による。

### 3 手数料

(1) 設計手数料は合併時に廃止し、その他の手数料は、柳川市、三橋町の例による。

## 32 環境衛生事業の取扱い

1 ごみ処理及びし尿処理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。

3 生ゴミ処理機等設置補助は、調整して新市に引き継ぐ。

4 環境衛生に関する事業は、合併時までには調整する。

5 環境審議会は、新市において新たに設置する。



6 新市において、環境基本法に基づく環境基本計画を策定する。

平成 20 年度中に市の事務事業に関する地球温暖化対策実行計画を策定し、21 年度中に環境基本計画を策定する予定です。

### 33 商工・観光事業の取扱い

#### 1 商工業事業

- (1) 商工業振興施策は、商店街空き店舗活用事業や商品券発行事業などの事業を積極的に取り組めるよう新市において調整する。
- (2) 企業誘致制度は、新市において優遇措置を盛り込んだ新たな制度を創設する。また、大和町における産炭地域振興施策は、新市に引き継ぐ。
- (3) 中小企業経営支援は、合併時まで調整して新市に引き継ぐ。経営安定資金融資信用保証料補助金は、柳川市、大和町の例をもとに調整する。

#### 2 観光事業

- (1) 観光振興施策は新市に引き継ぐとともに、新たに地域の特色を生かした施策を展開する。
- (2) 観光基本計画は、新市において地域の観光資源を総合的に有効活用して新たに策定する。
- (3) 1市2町で行われている各種イベントは、地域の活性化を図るため、新市において地域性、趣旨などを尊重して調整する。

#### 3 勤労者、消費生活事業

- (1) 雇用促進事業、消費生活相談事業、勤労者福祉事業などは新市に引き継ぐ。

平成 20 年度中に策定する予定です。

### 34 農水産事業の取扱い

#### 1 農業

- (1) 地域農業マスタープランは、新市において新たに策定する。
- (2) 農業振興地域整備計画は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。なお、農業振興地域整備に係る協議会は、合併時まで調整する。
- (3) 地域水田農業ビジョンは、新市において統一する。
- (4) 農業振興に関する国・県補助事業は、生産者ニーズに応えるため最大限に活用し、新市において積極的に推進する。
- (5) 1市2町の単独の農業振興事業は、事業の趣旨、実績、効果を的確に把握し、新市において調整する。
- (6) 認定農業者、担い手の生産組織などは、新市に引き継ぐ。
- (7) 農業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

- (8) 農業生産基盤の整備は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (9) 土地改良事業の受益者負担金元利償還金補助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 20 年 6 月に策定済みです。

## 2 緑化の推進

- (1) 緑化推進事業は、新市に引き継ぐ。

## 3 水産業

- (1) 水産業の振興は、新市において積極的に事業を推進する。
- (2) 福岡県水産振興対策事業の負担割合は、新市において統一する。
- (3) 有明海の早期再生のため、新市においても国・県と連携し、積極的に漁場の保全に努める。
- (4) 水産業生産基盤の整備及び計画は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (5) 漁業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

補助率（25%）は統一済みです。平成 20 年度中に交付要綱を整備し、21 年 4 月に施行する予定です。

## 35 建設事業の取扱い

### 1 道路

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、道路種別は、新市において見直す。
- (2) 道路整備計画については、新市において新たに策定する。また、事業実施については、新市において調整する。
- (3) 用地費、補償費の基準について、合併前からの継続事業分は現行のとおりとし、新規事業分は合併時に統一する。
- (4) 市町道の管理については、新市で速やかに調整する。

都市計画マスタープラン策定（平成 20 年度）後に策定する予定です。

### 2 水路

- (1) 水路（クリーク）及び水辺環境保全に対する取り組みは、新市においても積極的に推進する。
- (2) 水路整備について、合併前からの継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- (3) 水路管理条例は合併時に新たに制定し、水路の管理方法は新市で速やかに統一する。

平成 20 年度中の調整に向けて、地元との協議準備等を進めています。

## 36 都市計画事業の取扱い

### 1 都市計画区域等

- (1) 都市計画区域は新市に引き継ぐこととし、新市において必要に応じて見直す。
- (2) 都市計画マスタープランの策定及び法定の都市計画審議会の設置は、新市において速やかに行う。

都市計画マスタープランは都市計画基礎調査と同業務で、平成 18 年度に着手しており、平成 20 年度中に策定の予定です。

### 2 都市計画関連事業

- (1) 柳川駅東部土地区画整理事業は、新市に引き継ぐ。
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業は、新市に引き継ぐ。
- (3) 街路事業は新市に引き継ぐ。一部の街路については都市計画マスタープランの策定及び都市計画決定の際に見直す。
- (4) 公園整備事業は、現在の整備計画を新市に引き継ぐとともに、公園管理については合併時まで調整する。
- (5) 緑の基本計画は、新市において速やかに策定する。
- (6) 国土調査事業は、新市に引き継ぐ。なお、大和町の一部については数値法により再調査を実施する。
- (7) 公共下水道事業は、現状のまま新市に引き継ぐとともに、その他の下水道事業は新市において調整する。
- (8) 景観条例は、新市において制定する。

都市計画マスタープランの策定後、その方針に基づき平成 23 年度を目途に策定の予定です。

## 37 公営住宅事業の取扱い

### 1 施設整備

- (1) 1 市 2 町の公営住宅の整備計画は、新市に引き継ぐ。
- (2) 「公営住宅ストック総合活用計画」は、新市において速やかに策定する。

### 2 使用料等

- (1) 使用料(家賃)は、公営住宅法及び公営住宅法施行令に基づき算出するため、新市において現行の料金体系を引き継ぐ。
- (2) 住宅管理(設置)条例及び条例施行規則は、新市において制定する。

## 38 学校教育事業の取扱い

### 1 学校教育施設

(1) 各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備計画を作成し、小・中学校の均衡ある整備を行う。

### 2 学校教育事業

(1) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助費は、柳川市の例による。

(2) 修学旅行実施基準は、柳川市の例による。

(3) 教育研究所は、新市に引き継ぎ、より一層の拡充、整備を図る。

### 3 通学区

(1) 通学区は、合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏まえ児童生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行う。

### 4 学校給食

(1) 学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。

(2) 柳川市の中学校給食は、合併後早急に検討し実施する。

(3) 1食単価、給食回数は、三橋町の例による。

(4) 給食費は、大和町の例による。

(5) 基本メニューは、合併時に統一する。

## 39 生涯学習事業の取扱い

### 1 社会教育・体育施設

(1) 生涯学習施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。なお、住民の教育向上及び健康保持のために、充実した施設環境の整備に努める。

(2) 公民館施設及び体育施設は、合併時に休館日・開館時間帯を統一し、その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 2 公民館

(1) 市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。

新市において、財政的な負担を考慮しながら公民館の適正な管理運営に努める。

(2) 大和町中央公民館・三橋町中央公民館は、それぞれ大和町公民館、三橋町公民館として、新市に引き継ぎ、新たな公民館組織は合併時までに調整する。

(3) 町内公民館(分館)の建設補助金は、大和町の例による。なお、公民館の活動補助金、館長謝礼等は、合併時までに調整する。

コミュニティセンターの施設整備については、整備後の管理体制や財政面を含め、整備計画を庁内で検討中です。

### 3 図書館

(1) 図書館・図書室を有効活用するため、合併後速やかに図書館利用カード1枚

で対応できるようネットワークを整備する。

(2) 図書館サービス（休館日・利用時間・貸出冊数等）は、合併時に統一する。

(3) 大和町雲龍の館の図書室は、拡充する方向で検討する。

#### 4 各種講座・行事・大会

(1) 共通する各種講座・行事・大会は合併時に統合し、その他の事業は合併時まで調整する。

#### 5 文化財

(1) 国・県指定、市・町指定文化財は、新市に引き継ぐ。

(2) 新市において、文化財の指定基準を設け、適切な保護に努める。

### **40 新市建設計画**

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

## ■三橋地域審議会答申と対応状況

平成 17 年 11 月 21 日、市長が旧三橋町の地域の課題に関する意見を求め、三橋地域審議会に諮問しました。これを受け、地域審議会では地域の状況や課題などを把握するために 4 回の討議を重ね、平成 18 年 6 月 9 日に答申を行いました。

平成 20 年 10 月現在の答申に対する対応状況は以下のとおりです。

### 1 校区コミュニティ施設の建設（P77：（3）コミュニティ施設の整備）

～旧柳川市では小学校区ごとに校区公民館が設置されており、コミュニティ活動の拠点や避難所となっています。旧三橋町では三橋公民館のみの設置であり、今後、自主的なコミュニティ活動の拠点となる校区単位のコミュニティ施設建設を要望します。

対応課	生涯学習課、総務課
18年度末 対応状況	<p>柳川地域では、各校区に 7 つのコミュニティ施設が公民館を兼ねて設置されています。これらの施設は、公民館活動の拠点として、また各地区での団体活動やスポーツ・レクリエーション活動などのあらゆるコミュニティ活動の拠点となっています。さらに、台風などの災害時には第 1 次避難所としての役割も果たしています。</p> <p>三橋地域では、公民館活動の拠点施設としては三橋公民館の 1 館と各小学校のクラブハウスが利用されています。また、避難所については三橋公民館のみが指定されています。大和地域においても同様です。</p> <p>このような現状において、合併協定項目調整において「市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。」との方針が示され、更に第 1 次柳川市総合計画においてもコミュニティ施設の整備の観点から「現在ある施設を有効に活用しながら、今後は、さらに市民の地域活動を推進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる施設の整備に努めます。」と生涯学習の充実の視点からも活動の場づくりの推進として公民館の整備・充実が示されています。</p> <p>このような方針の中で、校区コミュニティ施設の建設については三橋地域をはじめ大和地域の校区コミュニティ施設の整備と合わせて、柳川地域の校区も含めた本市における校区公民館やコミュニティのあり方を財政負担なども考慮しながら関係各課との十分な協議のうえ検討をしていかなければならないと思います。</p>
19年度末	校区コミュニティ施設の建設については、三橋地域をはじめ大和地域の校

対応状況	区コミュニティ施設の整備と合わせて、柳川地域の校区も含めた本市における校区公民館とコミュニティのあり方を財政負担なども考慮しながら関係各課との十分な協議のうえ検討していきます。
20年度 (H20.10) 対応状況	<p>平成20年5月に「柳川市コミュニティセンター整備基本計画庁内委員会」を設置し、校区コミュニティセンター整備基本計画（素案）を作成しているところです。</p> <p>その素案を基に、外部の第三者委員会を設置し、施設整備に必要な条件整備（土地の手当て、将来的な利用計画・施設規模の妥当性、維持管理体制など）や既存施設の運営改善などを協議し、コミュニティ施設整備のガイドラインを作る予定としております。</p>

2 水路の環境浄化のための水路清掃、施設整備（浚渫土置き場等）（P178：②河川・水路の浚渫と整備、P173：②駅周辺整備と定住人口の増加促進）

～旧三橋町では、各地区で水路清掃等に積極的に取り組んでいますが、浚渫した泥土の置き場等の確保が行政区では難しいため、行政により施設整備を行うことを要望します。

特に柳川駅前の水路は悪臭が発生し、市の玄関口としてイメージが悪いため、積極的に改善に取り組まれることを要望します。

対応課	水路課
18年度末 対応状況	<p>浚渫土置き場については、三橋地区は合併以前より起田地内に50aの浚渫土置き場を確保しており、現在も乾いた浚渫土の搬入を行っています。浚渫直後の土は非常に多くの水分を含んでいますので運搬中道路を汚したり異臭が発生したりして置き場までの沿道の方に迷惑を掛けることとなります。そのため、市では以前より地元での一時仮置きをお願いしてきたところです。</p> <p>次に水路の悪臭を改善するには水路浚渫も大事ですが汚水の流入抑止と流水の確保が肝要です。柳川駅前の水路については、現在、流水の確保を行うために地元水路関係者と協議を行っており調整が着きましたら部分着手（簡易堰等）を考えています。また、この地区は下水道が供用開始されていますので下水道の普及を図り、汚水の流入抑止に努めていきます。</p>
19年度末 対応状況	<p>浚渫土の取り扱いについては、昨年同様の対応で進めています。</p> <p>また、国道208号線西側の南北に延びる水路へは簡易堰の設置が完了しています。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p><b>浚渫土の取り扱いについては、昨年同様の対応で進めています。</b></p> <p><b>また、西鉄柳川駅から西に延びる水路については、国庫補助事業での対応を検討中です。</b></p>



3 校区の見直しや通学距離を勘案した学校選択制の導入（P93：（5）児童・生徒数の減少への対応）

～旧柳川市と旧三橋町は、地形が入り組んでいたため、合併後は、他校が近い地区もあり、校区の見直しや通学距離を勘案した学校選択制の導入の検討を要望します。

対応課	学校教育課
18年度末 対応状況	平成18年12月に柳川市通学区域審議会を設置しました。この審議会では、市立小中学校の通学区域の見直しと指定校変更の弾力的運用、学校選択制導入の検討を審議しており、平成19年中の答申を予定しています。
19年度末 対応状況	平成19年6月25日に柳川市通学区域審議会から「指定校変更の弾力的運用」についての答申があり、教育委員会で平成20年度の中学校入学者から、指定学校より近い中学校へは希望すれば通学できるようになりました。校区の見直しや学校選択制の導入については、平成20年1月29日に審議会から答申があり、校区の見直しは、上塩塚行政区内の隣組04の六合小学校から豊原小学校への変更、学校選択制の導入については、当分の間、導入を見合わせるということになりました。
20年度 (H20.10) 対応状況	<p><b>校区の見直しについては、平成20年4月1日から上塩塚行政区内の隣組04が六合小学校区から豊原小学校区へ変更し、その他は行政区等の見直しがあるまでは変更しないこととなりました。</b></p> <p><b>学校選択制は、当分の間、導入は見合わせることを平成20年3月の教育委員会で決定しました。</b></p>

4 市民三橋グラウンド等の既存施設を活用した総合運動公園の整備（P105：②総合運動公園などの整備）

～グラウンドやテニスコートなど市全体で見れば、様々な施設が設置してありますが、競技スポーツの拠点施設として市民三橋グラウンド等の既存施設を活用した総合運動公園整備の検討を要望します。

対応課	生涯学習課
18年度末 対応状況	<p>第1次柳川市総合計画及び柳川市教育施策の中で、健康づくりのための生涯スポーツ・レクリエーション活動推進と基盤整備の充実を図るためのスポーツ施設の充実をあげています。</p> <p>また、その中で、「競技スポーツの拠点施設としての総合運動公園の推進を図る。」ことと「既存のスポーツ施設の整備・充実に努める。」もあげています。このようなことから、市民及び諸団体、スポーツ競技団体等の意見を調整し、財政面から関係各課、諸団体等との協議を重ねた上で検討していかねばならないと考えております。</p>
19年度末 対応状況	<p>柳川市教育施策で「スポーツ施設の充実」をあげており、市民の方が安心して利用できるよう、施設整備を柔軟に対応しています。また、市内小中学校の体育館、運動場を開放し有効活用にも努めております。</p> <p>総合運動公園整備については、施設建設費、その後の運営・維持費等の財政問題を含め関係各位の意見等を考慮し、総合的に検討していきたいと考えています。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p><b>前回回答時と状況は変わっておりません。</b></p>

## 5 直売所の設置 (P129: 流通・販売体制の充実)

～販売拠点、販路の拡大、地産地消のため、農漁業の生産物及び加工品を直売し、観光拠点ともなる直売所の設置の検討を要望します。

対応課	商工振興課、農政課、水産振興課、産業活性化推進室
18年度末 対応状況	<p>平成18年12月26日、柳川農協大和支所の一角を活用し、JAによる直売所「ふれあいの里大和」がオープンしました。販売品目は、農産品を中心に大和地区の特色を生かし、佃煮や有明海産のアサリ貝等の水産物も一部販売しています。直売所の運営は、地産地消の趣旨のもと可能な限り水産物の品目も拡大されていくことと思われます。</p> <p>農産物としては、生鮮野菜で、ナス、トマト、イチゴ、アスパラガス、オクラ等があり、果実ではイチジク、ブドウ（巨峰）があります。特に施設イチゴやアスパラガス等は市場参入する余地があり、今後とも経営面積の拡大を図ります。また、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン等の既存野菜を契約栽培等により安定生産できる新たな特産品として計画します。加工品としては、巨峰ワイン、イチジクの甘露煮、イチジク・イチゴのジャムがあります。柳川農産物特産品づくり推進協議会では、特産品の開発や宣伝活動を行っています。18年度はイチジクのジャムを杉森高校と、イチジクのリキュールは目野酒造と共同開発し、市民まつり等で販売しました。今後、この協議会で販売戦略等を協議しながら開発研究を行なっていく予定です。</p> <p>水産物としては、現在、福岡県有明海海苔共販漁連において、「福岡のり」ブランド化推進委員会が平成18年5月に設置され、有明海産「福岡のり」の地域ブランド商標登録に向けたPR活動及び消費拡大に向けた取組がなされています。また、貝類についても、有明海産アサリとして、有明海漁連において試験販売を実施し、国内産のアサリとして、PRを含めた取組みがなされています。</p> <p>なお、観光バス等も立寄れる「道の駅」のような直売所を併設した施設については、市全体の交通体系や交通量を把握し、設置箇所も含め、庁舎内関係課や農協・漁協等の関係機関と十分な調査研究を行い検討していく必要があります。</p>
19年度末 対応状況	<p>農政・水産・商工・観光・道路関係課の係長クラスでプロジェクトチームを編成し、道路交通網の条件向上により、都市間・地域間交流人口の増加とそれによる地域産業の活性化を図り、柳川産業の情報発信を含めて協議検討を重ねているところです。</p>
20年度 (H20.10)	<p><b>今年4月の機構改革で設置された産業活性化推進室において、現在、道路利用者の休憩所の機能と情報発信・地域連携機能を併せ持つ、公共性・公益</b></p>

対応状況	性のある「道の駅」について、調査研究を進めており、現在、先進地の事例等を参考に候補地の選定や概算建設費の算出、建設スケジュールの検討や道路管理者等関係機関との協議を行なっているところです。
------	--

## ＜その他委員からの意見＞

### ◇ 観光地にふさわしい駅づくり（P151：（1）水郷まち歩き観光の推進）

～年間130万人が訪れる観光地の玄関口として、西鉄柳川駅の駅舎周辺整備は不十分な状況にあります。現在、駅東口の土地区画整理事業も行われており、案内所の拡充や偉人の銅像設置など観光客を迎え入れる駅づくりの検討を要望します。

対応課	観光課、まちづくり課
18年度末 対応状況	西鉄柳川駅の東側については、土地区画整備事業で新しい柳川の玄関口にふさわしい品格のある空間となるような整備構想が考えられています。駅西側については、現在、西日本鉄道株式会社と警察署、市で駐車対策も含めて、観光客を安全にしかも柳川らしさを感じる駅周辺の空間づくりを検討しています。
19年度末 対応状況	現在、西鉄柳川駅の東側については、柳川駅東口開設に向け、柳川駅東部土地部区画整理事業により新しい柳川の玄関口にふさわしい品格のある空間となるような駅東に駅前広場を計画しています。また、平成20年春一部開通予定の有明海沿岸道路から駅東へのアクセス道路を整備しています。駅西側の周辺整備につきましても、現在、検討しています。
<b>20年度 (H20.10) 対応状況</b>	<b>現在、西鉄柳川駅周辺地区をまちづくり交付金事業で計画立案しています。また、柳川駅東口開設を含め鉄道事業者である西鉄と協議を進めており、新しい柳川の玄関口にふさわしい品格のある空間となるような計画に着手しています。</b>

◇ 立花いこいの森公園のトイレ増設（P152：（４）駐車場や公衆トイレの整備）

～毎年４月に行われる「中山大藤まつり」は、地元住民の熱意と積極的な広報により、今年は２０万人を超える見物客が訪れ、過去最高の人出となりました。この見物客を川下り等の観光スポットに繋げれば、より本市の観光が活性化するものと思われます。しかし、公園内にはトイレが少なく、仮設のトイレも準備し対応しましたが、不十分な状態でした。今後さらに見物客が増えることも予想されますので、水洗トイレの増設を要望します。

対応課	まちづくり課
18年度末 対応状況	<p>立花いこいの森公園や市内の多数の公園は国土調査課で、管理していますが、主な業務は、公園内の除草及び清掃、樹木の選定、付帯物等の管理・修繕となっています。「中山大藤まつり」は、多数の見物客が来園し、盛大なまつりが地元住民の協力で実施されていますことに、感謝しております。</p> <p>公園内のトイレ増設ですが、現在公園には２カ所、熊野神社内に１カ所、合計３カ所のトイレが設置されています。また、平成18年２月に公園内トイレ内部改修工事より、女子トイレを１カ所増設しておりますので、通常の公園利用者のトイレ使用には支障ないと思います。</p> <p>「中山大藤まつり」の期間には、約２０万人もの見物客が訪れるということですが、その期間中のために、増設することは維持管理や他のまつりとの関係上、困難であると考えます。</p>
19年度末 対応状況	<p>増設することについては困難であると考えますが、平成19年の「中山大藤まつり」期間中、トイレの水が流れない状態が発生しました。原因を調査した結果、水道管の径が小さすぎることが分かり、水道管の敷設替えのための予算を12月議会で補正し、平成20年１月から３月にかけて水道管の施設替え工事を行いました。このことにより、トイレの排水も改善されることが考えます。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p><b>立花いこいの森公園をはじめ、市内の多数の公園は平成20年４月よりまちづくり課で、管理しています。</b></p> <p>平成20年の「中山大藤まつり」が４月行われましたが、トイレの水が流れないトラブルはおこらず、期間中トイレの使用に関しては支障なく終了しました。</p>

◇ 建築規制条例の設置（P164：（1）魅力あふれる景観の形成）

～旧三橋町では建築規制条例がなかったため、風景・情緒がなくなりつつあり、旧柳川市であった規制条例等の検討を要望します。

対応課	まちづくり課
18年度末 対応状況	柳川市には現在、建築の指導や規制を行う条例として伝統美観条例や建築指導条例などがあり、今後景観条例なども検討していくこととしています。 また、既存の条例は、旧柳川市で定めたものを新市にそのまま引き継いでおり、今後、適用区域の見直しを含め柳川の景観について体系的に検討していく予定としています。
19年度末 対応状況	現在、都市計画マスタープラン策定にあたり、景観を一つのテーマとして議論を重ねています。その結果を受けて、今ある景観関連条例と地区の見直しを含め、新市の景観計画策定及び景観条例となるように進めています。
20年度 (H20.10) 対応状況	<b>景観計画策定に向け、今ある景観関連条例と地区の見直しを含め、新市の景観計画策定を行い、関連条例をとりまとめ新たな景観条例となるよう、平成21年度から取り組む予定です。</b>

◇ 交通手段確保（P173：（2）交通手段の確保）

～既存のバス運行本数が少なく、バス等の交通手段の検討を要望します。

対応課	企画課
18年度末 対応状況	<p>路線（堀川）バスの運行本数は、路線の収支、利用状況によって決められます。運行本数を増やせば、住民の利便性は高まりますが、利用バス台数・人件費の増となり、現状では、路線の収支を悪化させることとなります。バス会社としても住民要望は十分把握してあると思いますが、営利企業である以上、採算が合わなければ要望に応えることは出来ないと考えられます。なお、三橋地域での福祉巡回バスの運行については、国道443号線を堀川バスが運行していますので、その路線と競合しないよう調整を図った上で、柳川市バス対策協議会で十分に検討する必要があります。</p>
19年度末 対応状況	<p>平成18年10月1日に福祉巡回バスの運行ルートを変更した際、三橋地域の福祉バスについても水の郷へ連絡するように設定しています。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p><b>福祉巡回バスの路線拡大など、交通空白地域対策については、8月に設置しました「柳川市地域公共交通会議」の中で今後協議していく予定です。</b>  <b>なお、検討に当たっては、現在、無料で運行しています福祉センター送迎バスの見直しも含めて、総合的に考えていく必要があると考えています。</b></p>



◇ 県道久留米柳川線の歩道設置（P193：②交通環境の整備と充実）

～県道久留米柳川線は、通学や生活道路となっていますが、交通量が多く交通弱者にとって危険な状態であるため、歩道の整備の検討を要望します。

対応課	建設課、まちづくり課
18年度末 対応状況	現道は、車両と自転車・歩行者が混在しながら通行している危険な状況にあり、特に道幅が狭く事故等が多発する箇所は、地元の協力を得ながら整備することとしています。今後、バイパスの予定もありますので、その計画も含め、現道の具体的な整備計画（全線か局部的）を地元と柳川土木事務所で協議する必要があります。
19年度末 対応状況	久留米柳川線（現道）の歩道整備については、地元から改良の要望書も出されており、交通渋滞緩和と交通事故防止も併せた交差点改良工事を局部的に整備する計画を柳川土木事務所と協議を進めています。
<b>20年度 (H20.10) 対応状況</b>	<b>前回回答時と状況は変わっておりません。</b>

◇ 市営駐車場の整備（P149：②商業空間の環境整備と商店街の活性化）

～駅前私営駐車場は日単位又は月極の料金設定であり、買い物など短時間に駐車する料金設定になっていません。駅東口開発に伴い、時間単位の市営駐車場を整備することを要望します。

対応課	区画整理推進室
18年度末 対応状況	駅東口開発に伴い、時間単位の市営駐車場の整備要望については、区画整理事業のなかで、柳川駅東口の開設と併せて駅前広場の整備を計画しています。現在の計画では、その一角に10台程度の駐車場を確保する予定にしていますが、これは他の駅等に見られるような短時間の駅利用者の送迎用駐車場を考慮しており、一般買い物客のための駐車場とは考えていません。なお、現在の計画では、駐車場整備時期は平成22年度前後となっています。
19年度末 対応状況	18年度末対応状況から計画変更はありません。
<b>20年度 (H20.10) 対応状況</b>	<b>前回回答時から計画変更はありません。</b>

◇ 大豆の一時預かり場所の整備（P136：③販路の拡大と流通体制の強化）

～農業振興策のひとつとして、大豆の生産が奨励されており、三橋地区でも積極的に生産が行われています。しかし、市内に5箇所あるカントリーのうち三橋地区のみ大豆の乾燥施設がなく、他地区の乾燥が終了したあとに、利用している状況にあります。この間収穫した大豆は個人で保管しており、三橋地区の農業者にとって負担となっています。そのため、三橋のカントリーに一時的に預かれるよう屋根等の整備を要望します。

対応課	農政課
18年度末 対応状況	<p>三橋地域大豆荷受けは、柳川農協の集荷計画で、大和カントリーで行われております。しかし、保管施設が大和地域分の約500トンで一杯となるため、今まで三橋地域分大豆は一時生産者が保管し、搬入していたため、作業が二度手間となっています。</p> <p>そこで、一時預かり場所の整備が要望されているところですが、平成19年度は柳川農協一時保管施設全体に日割り分散配分をかけて、集荷計画を行うことになっています。今まで三橋地域だけが遅くなっていたのを軽減させるものです。また、施設整備については、国庫補助事業の交付金を利用することができますが、カントリー自体の貯留施設を改良するのは多額の出費（約2億円）になり、施設利用料の負担増等問題があります。そこで、三橋カントリー敷地内にコンテナを利用し、一時保管する施設を計画・検討しています。</p>
19年度末 対応状況	<p>平成19年度は柳川農協一時保管施設全体（皿垣・大和・柳川カントリー）に日割り分散配分をかけて集荷を行い、三橋の負担軽減に努めました。</p> <p>施設整備については、三橋カントリー敷地内にコンテナを利用し一時保管する雨よけ施設を計画検討していましたが、費用等問題が多く実現には至っておりません。</p>
20年度 (H20.10) 対応状況	<p><b>農家負担を勘案し平成20年度においても、19年度同様日割り分散で搬入対応する予定です。</b></p>

## ■新市建設計画の執行状況（計画に基づく主な事業）

### □新市建設計画について

平成16年6月に合併協議会において、合併後10年間（平成17年度～26年度）の新市建設の指針として策定されたもので、新市の概況、まちづくりの課題、新市建設の基本方針、新市の施策、財政計画などがまとめられています。

### □計画に基づく主な事業について

新市建設計画には、新市建設の基本方針として、産業振興、都市基盤、生活環境、福祉・保健・医療、教育・文化・スポーツ、住民参画・行財政の6つの柱により示しています。

合併後に取り組んできたそれぞれの柱ごとの主な事業（事業費の大きなもの）は次のとおりです（事業費は、平成17～19年度決算ベース。「住民参画・行財政」については省略。）

### ◇地域特性を生かした活力ある産業づくり（産業振興対策）

事業名	事業費	対象地域
農村総合整備事業	9億227万円	柳川、大和、三橋
漁港建設事業	19億4,392万円	柳川、大和
観光駐車場整備事業	7,783万円	柳川
柳川市民まつりへの補助	3,925万円	柳川、大和、三橋
からたち文人の足湯整備	6,978万円	柳川
高収益型園芸産地育成事業	1億3,043万円	柳川、大和、三橋
漁場環境保全創造事業	6,545万円	柳川、大和

### ◇豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり（都市基盤整備）

事業名	事業費	対象地域
柳川駅東部区画整理事業	32億9,173万円	三橋
密集住宅市街地整備促進事業	4億4,333万円	大和
沿岸道路へのアクセス道路整備	5億1,940万円	柳川、大和、三橋
三橋筑紫橋線都市計画街路事業	2億1,525万円	柳川、三橋
歴史を活かしたまちづくり事業	5億5,652万円	柳川
中山地区まちづくり事業	1億3,116万円	三橋
桜ノ木団地建替事業	4億4,671万円	三橋

◇安全で安心、うるおいのある生活環境づくり（生活環境対策）

事業名	事業費	対象地域
小型合併処理浄化槽設置事業	3億9,830万円	柳川、大和、三橋
消防署東部出張所建設	1億9,923万円	大和、三橋
消防ポンプ自動車購入	1億4,410万円	柳川、大和、三橋
地域防災計画策定	431万円	柳川、大和、三橋
塵芥処理費	11億3,161万円	柳川、大和、三橋

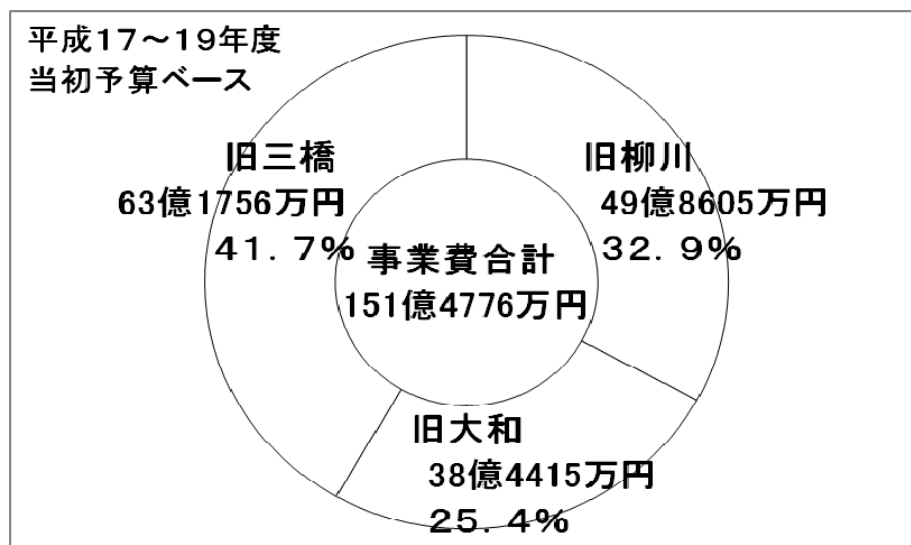
◇やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり（福祉・保健・医療対策）

事業名	事業費	対象地域
健康診査がん検診事業	4億381万円	柳川、大和、三橋
学童保育事業	1億3,268万円	柳川、大和、三橋
第3子以降の保育料の無料化		柳川、大和、三橋

◇魅力と個性ある教育・文化づくり（教育・文化・スポーツ振興）

事業名	事業費	対象地域
共同調理場建設	6億3,939万円	柳川
藤吉小学校校舎改築事業	9億2,495万円	三橋
皿垣小学校校舎大規模改造事業	5,601万円	大和
市民温水プール改修事業	1億6,190万円	柳川

※参考 ー旧市町ごとの普通建設事業費ー





## ■三橋地域振興基金の用途について

### □地域振興基金について

合併協定項目中の取り決めで、旧市町で積み立てていた基金の一部について、旧市町単位で新たに当該地域の振興に資する目的の基金（地域振興基金）を創設し、合併後 10 年間に限って特例的に運用することとされました。

#### ◇ 合併協定項目より抜粋

基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

### □三橋地域振興基金について

三橋地域振興基金は、合併時に 18 億 3,000 万円が積み立てられ、平成 17 年度から平成 19 年度までについては、西鉄柳川駅東部区画整理事業と藤吉小学校の校舎改築事業などの財源として使われました。

3 年間で計 2 億 6,346 万 6 千円を活用し、平成 19 年度末の基金残高は、15 億 7,743 万 3 千円となっています。

平成 16 年度末残高		1, 8 3 0, 0 0 0 千円	
平成 17 年度	積立額	4, 1 8 8 千円	【内訳】 福祉協会清算金 4,049 千円 利子収入 139 千円
	繰入額	5 1, 4 6 6 千円	【内訳】 土地区画整理事業 50,000 千円 垂見小学童保育 1,466 千円
平成 17 年度末残高		1, 7 8 2, 7 2 2 千円	
平成 18 年度	積立額	2, 4 0 8 千円	利子収入
	繰入額	8 7, 0 0 0 千円	【内訳】 土地区画整理事業 60,000 千円 藤吉小校舎等建設事業 27,000 千円
平成 18 年度末残高		1, 6 9 8, 1 3 0 千円	

平成 19 年度	積立額	4, 3 0 3 千円	利子収入
	繰入額	1 2 5, 0 0 0 千円	【内訳】 土地区画整理事業 60,000 千円 藤吉小学校改築事業 65,000 千円
<b>平成 19 年度末残高</b>		<b>1, 5 7 7, 4 3 3 千円</b>	

□各地域振興基金の状況

		柳川地域振興基金	大和地域振興基金
H16 年度末残高		8 6 6, 5 9 2 千円	6 2 0, 0 0 0 千円
H17 年度	積立額	4 5, 4 9 8 千円	4 7, 6 2 9 千円
	内訳	□福祉協会清算金 45,394 □利子収入 104	□大坪奨学金清算金 43,809 □福祉協会清算金 3,610 □利子収入 211
	繰入額	2 2, 8 5 6 千円	2 0, 9 7 4 千円
	内訳	□共同調理場調査 746 □地元出役報償費 5,999 □福祉巡回バス事業 4,706 □矢留小学童保育 11,405	□環境整備事業補助金 15,784 □六合小学童保育 5,190
H17 年度末残高		8 8 9, 2 3 4 千円	6 4 6, 6 5 5 千円
H18 年度	積立額	1, 2 0 1 千円	8 7 3 千円
	内訳	□利子収入 1,201	□利子収入 873
	繰入額	1 5 5, 7 0 0 千円	7 1, 8 0 0 千円
	内訳	□共同調理場建設費 145,000 □地元出役報償費 5,900 □福祉巡回バス運行 4,800	□漁業団地建設事業 41,000 □皿垣小大規模改造 15,000 □環境整備事業補助金 15,800
H18 年度末残高		7 3 4, 7 3 5 千円	5 7 5, 7 2 8 千円
H19 年度	積立額	1, 8 6 1 千円	1, 4 5 9 千円
	内訳	□利子収入 1,861	□利子収入 1,459
	繰入額	2 2, 7 0 0 千円	4 0, 0 0 0 千円
	内訳	□地元出役報償費 3,400 □強化磁器食器購入 19,300	□漁業団地整備費 40,000
<b>H19 年度末残高</b>		<b>7 1 3, 8 9 6 千円</b>	<b>5 3 7, 1 8 7 千円</b>